

写

保発第0329009号

平成14年3月29日

地方社会保険事務局長 殿
都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長

平成14年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について

「「老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護の費用の額の算定に関する基準」及び「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定に関する基準」の施行について（通知）」（保発第0308002号）について、別紙のとおり訂正するので、その取り扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

「老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護の費用の額の算定に関する基準」
及び「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定に関する基準」
の施行について（通知）

第3 老人訪問看護管理療養費及び訪問看護管理療養費について

- 4(1) 老人退院時共同指導加算及び退院時共同指導加算は、指定老人訪問看護又は指定訪問看護を受けようとする者が主治医の所属する保険医療機関等又は介護老人保健施設に入院中又は入所中である場合において、その退院又は退所に当たって、当該指定訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）が、当該主治医又はその所属する保険医療機関等又は介護老人保健施設（当該指定老人訪問看護又は指定訪問看護を行う指定訪問看護事業者以外の者が開設する者に限る。）の職員とともに、当該指定老人訪問看護又は指定訪問看護を受けようとする者又はその看護に当たっている者に対して、居宅における療養上必要な指導を行った場合に、初日の指定老人訪問看護又は指定訪問看護の実施時に老人訪問看護管理療養費のイ又は訪問看護管理療養費のイの所定額に加算すること。
なお、老人訪問看護管理療養費又は訪問看護管理療養費を算定する月の前月に退院時共同指導を行った場合においても算定できること。
- (3) 老人退院時共同指導加算及び退院時共同指導加算は、1人の利用者に対し、1つの訪問看護ステーションにおいてのみ算定できるものであること。このため退院時共同指導を行う場合には、主治医の所属する保険医療機関等又は介護老人保健施設に対し、他の訪問看護ステーションとの退院時共同指導の有無について確認すること。